

令和 8 年度徴収計画／令和 7 年度実施状況

1 現年度分

(1) 一般会計

債権名	債権の種類	所管課名	令和 7 年度			令和 8 年度
			目標徴収率	実績徴収率	滞納額	目標徴収率
町税	町税	総務部税務課	% 99.6	% 99.9	円 人 6,035,740 241	% 99.9
保育所保育料	強制徴収公債権	教育こども部子育て支援課	100	100	0 0	100
学童保育室保育料	非強制徴収公債権	教育こども部教育総務課	100	100	0 0	100
し尿処理手数料	非強制徴収公債権	都市創造部環境課	100	99.98	300 1	100
生活保護法78条徴収金	強制徴収公債権	健康福祉部福祉推進課	—	76.5	108,000 1	27.7
生活保護法63条返還金	強制徴収公債権	健康福祉部福祉推進課	—	99.3	45,000 1	100
過年度障害給付費不正請求返還金	強制徴収公債権	健康福祉部福祉推進課	—	—	— —	0.2
町道占用料	非強制徴収公債権	都市創造部都市計画課	—	100	0 0	100
町営住宅使用料	私債権	都市創造部都市計画課	100	99.7	171,700 4	100
町営住宅駐車場使用料	私債権	都市創造部都市計画課	—	99.8	7,000 1	100
法定外公共物占用料	非強制徴収公債権	都市創造部都市計画課	100	100	0 0	100
町営住宅共益費	私債権	都市創造部都市計画課	100	99.7	19,000 4	100
町営住宅一般利用駐車場利用料	私債権	都市創造部都市計画課	—	100	0 0	100
町営住宅補修等費用（個人負担分）	私債権	都市創造部都市計画課	—	100	0 0	100
小学校給食費	私債権	教育こども部教育総務課	100	99.6	343,717 34	100
中学校給食費	私債権	教育こども部教育総務課	100	100	0 0	100

→ 「町税」（債権名）とは、町民税、固定資産税、軽自動車税、たばこ税、特別土地保有税及び都市計画税の総称

→ 平成30年10月1日以後に町長が支弁した保護費の費用に係る徴収金は、強制徴収公債権（一部例外あり）

→ 令和3年度以前（私会計）に係る小中学校給食費滞納額について、債権の継承に向けて事務手続き中

(2) 特別会計

債権名	債権の種類	所管課名	令和 7 年度			令和 8 年度
			目標徴収率	実績徴収率	滞納額	目標徴収率
国民健康保険料	強制徴収公債権	健康福祉部保険年金課	% 96.7	% 96.6	円 人 21,366,901 273	% 96.7
後期高齢者医療保険料	強制徴収公債権	健康福祉部保険年金課	99.7	99.6	2,809,402 50	99.7
介護保険料	強制徴収公債権	健康福祉部高齢介護課	99.6	99.6	2,294,232 62	99.6

(3) 公営企業会計

債権名	債権の種類	所管課名	令和 7 年度			令和 8 年度
			目標徴収率	実績徴収率	滞納額	目標徴収率
水道料金	私債権	上下水道部業務課	% 91.0	% 90.1	円 人 54,828,032 15,197	% 91.0
下水道使用料	強制徴収公債権	上下水道部業務課	79.0	78.7	117,840,616 14,235	79.0
受益者負担金	強制徴収公債権	上下水道部業務課	97.0	98.7	64,000 2	97.0

→ 令和7年5月31日現在での実績徴収率は99.6%、滞納額は1,965,535円（878人）
→ 令和7年5月31日現在での実績徴収率は98.0%、滞納額は10,870,354円（774人）

（備考）公営企業会計は、他の会計と異なり出納整理期間（注1）がないため、納期限が翌年度に属する現年度分債権は、その全部又は一部が3月31日の決算時点において未納の状態となる。それゆえ、公営企業会計の滞納額には、その納期限前の未納債権の額も含まれている。

（注1）年度末までに確定した債権債務について、現金の未収未払の整理を行うために設けられた翌年度4月1日から5月31日までの期間のこと。

令和8年度徴収計画／令和7年度実施状況

2 滞納繰越分

(1) 一般会計

債権名	債権の種類	所管課名	令和7年度						令和8年度		
			未回収残高	目標回収額	目標回収率	実績回収額	実績回収率	不納欠損額	未回収残高	目標回収額	目標回収率
町税	町税	総務部税務課	円	円	%	円	%	円	円	円	%
			152,367,798	14,017,837	9.2	4,819,023	3.2	141,616,664	11,993,851	1,115,428	9.3
保育所保育料	強制徴収公債権	教育こども部保育幼稚園課	758,780	120,000	15.8	758,780	100	0	0	—	—
学童保育室保育料	非強制徴収公債権	教育こども部教育総務課	0	—	—	—	—	0	0	—	—
し尿処理手数料	非強制徴収公債権	都市創造部環境課	6,600	0	0	0	0	6,600	0	—	—
生活保護法78条徴収金	非強制徴収公債権	健康福祉部福祉推進課	8,490,504	138,000	1.6	95,000	1.1	0	8,395,504	1,001,980	11.9
生活保護法78条徴収金	強制徴収公債権	健康福祉部福祉推進課	9,003,994	210,000	2.3	445,000	4.9	0	8,666,994	239,675	2.8
生活保護法63条返還金	強制徴収公債権	健康福祉部福祉推進課	1,447,921	69,767	4.8	72,512	5	0	1,420,409	60,000	4.2
過年度生活保護費返還金	強制徴収公債権	健康福祉部福祉推進課	205,302	13,452	6.6	23,452	11.4	0	181,850	85,261	46.9
障害給付費不正請求返還金	強制徴収公債権	健康福祉部福祉推進課	517,536	120,000	23.2	90,000	17.4	0	427,536	120,000	28.1
障害給付費不正請求返還金	非強制徴収公債権	健康福祉部福祉推進課	9,120,780	9,120,780	100	0	0	0	9,120,780	9,120,780	100
町道占用料	非強制徴収公債権	都市創造部都市計画課	0	0	—	0	—	0	0	0	—
町営住宅使用料	私債権	都市創造部都市計画課	203,400	203,400	100	203,400	100	0	171,700	171,700	100
町営住宅駐車場使用料	私債権	都市創造部都市計画課	7,000	7,000	100	7,000	100	0	7,000	7,000	100
法定外公共物占用料	非強制徴収公債権	都市創造部都市計画課	0	0	—	0	—	0	0	0	—
町営住宅共益費	私債権	都市創造部都市計画課	10,500	10,500	100	10,500	100	0	19,000	19,000	100
町営住宅一般利用駐車場利用料	私債権	都市創造部都市計画課	0	0	—	0	—	0	0	0	—
町営住宅補修等費用（個人負担分）	私債権	都市創造部都市計画課	0	0	—	0	—	0	0	0	—
奨学貸付金返還収入	私債権	教育こども部教育総務課	837,800	428,600	51.2	0	0	0	837,800	428,600	51.2
小学校給食費	私債権	教育こども部教育総務課	343,888	343,888	100	313,718	91.2	0	373,887	373,887	100
中学校給食費	私債権	教育こども部教育総務課	328,078	328,078	100	318,000	96.9	0	10,078	10,078	100
常任委員会等録音物反訳業務違約金	私債権	議会事務局議会総務課	21,785	21,785	100	0	0	0	21,785	21,785	100

(2) 特別会計

債権名	債権の種類	所管課名	令和7年度						令和8年度		
			未回収残高	目標回収額	目標回収率	実績回収額	実績回収率	不納欠損額	未回収残高	目標回収額	目標回収率
国民健康保険料	強制徴収公債権	健康福祉部保険年金課	円	円	%	円	%	円	円	円	%
			60,591,228	15,390,172	25.4	21,747,405	35.9	2,768,024	57,442,700	16,710,081	29.1
後期高齢者医療保険料	強制徴収公債権	健康福祉部保険年金課	3,531,964	1,408,900	39.9	1,403,076	39.7	541,912	4,396,378	1,754,155	39.9
介護保険料	強制徴収公債権	健康福祉部高齢介護課	5,099,244	1,280,890	25.1	1,281,247	25.1	1,404,367	4,707,862	1,181,673	25.1

(3) 公営企業会計

債権名	債権の種類	所管課名	令和7年度						令和8年度		
			未回収残高	目標回収額	目標回収率	実績回収額	実績回収率	不納欠損額	未回収残高	目標回収額	目標回収率
水道料金	私債権	上下水道部業務課	円	円	%	円	%	円	円	円	%
			54,650,380	54,103,876	99	54,246,267	99.3	26,669	55,205,476	54,653,421	99
下水道使用料	強制徴収公債権	上下水道部業務課	109,620,019	109,400,779	99.8	109,409,732	99.8	21,076	118,029,827	117,793,767	99.8
受益者負担金	強制徴収公債権	上下水道部業務課	245,610	245,610	100	245,610	100	0	64,000	64,000	100

令和 8 年度徴収計画／令和 7 年度実施状況

3 取組評価等

(1) 一般会計

○町税〔町税〕（総務部税務課）

令和 7 年度における取組の評価	令和 8 年度における取組の方針
【現年度分】 「翌年度に繰り越さない」を念頭に、早期納付を促すため、納付勧奨を実施した。 また、管理職を含めた打合せを行い、困難案件の相談や今後の進行管理等、課内における情報の共有を図り、担当職員の意識及び能力の向上に努めた。	【現年度分】 引き続き、早期納付を促すための納付勧奨を実施する。 また、納付が困難な方に対しては、分割納付や徴収猶予の相談など生活実態に即したきめ細かな対応を行う。
【滞納繰越分】 高額滞納者案件を大阪府と府内市町村が共同で徴収事務を行う、大阪府域地方税徴収機構へ引き継ぐとともに、本町では従来どおり積極的に滞納整理を行った。その一方、納付の意思があるものの、失業や廃業、病気等により納付が困難な滞納者に対しては、きめ細やかな納付相談（分割納付や徴収猶予）や滞納処分の停止等、法令を順守した滞納整理に努めた。	【滞納繰越分】 引き続き、高額滞納及び徴収困難である案件を大阪府域地方税徴収機構へ引き継ぐとともに、本町でも従来どおり積極的に滞納整理に努める。 また、滞納処分についても、早期解決を念頭に、財産調査や納税交渉等を精力的に行うが、納付が困難な方に対しては、分割納付や徴収猶予の相談など生活実態に即したきめ細かな対応を行う。

○保育所保育料〔強制徴収公債権〕（教育こども部保育幼稚園課）

令和 7 年度における取組の評価	令和 8 年度における取組の方針
【現年度分】 2 回続けて引落しができなかった世帯には、文書催告に加えて電話催告を行い、納付を促した。 また、残高不足による滞納を繰り返す世帯には、納付指導を徹底して納付意識の向上に努めた。 これらにより、前年度に続いて全額を徴収することができた。	【現年度分】 2 回続けて引落しができなかった段階で、電話による催告若しくは在籍園を通じた催告又は納付指導を徹底して行う。 催告等に従わず悪質な滞納と認められる場合には、現年度中における滞納処分の執行を視野に入れつつ、滞納の未然防止及び早期徴収の取組に努める。
【滞納繰越分】 残る 1 世帯の滞納者に対して電話、臨戸訪問、召喚等により計画分納の着実な履行を促すとともに、積極的かつ継続的な納付指導を行い、納付意識の向上及び資力に応じた適時適切な回収に努めた。これにより、滞納者からまとまった納付の申出があり、全額を回収するに至った。 この結果、滞納繰越分の保育所保育料に係る未回収残高は、全て解消した。	【滞納繰越分】 なし

令和 8 年度徴収計画／令和 7 年度実施状況

3 取組評価等

(1) 一般会計

○学童保育室保育料〔非強制徴収公債権〕（教育こども部教育総務課）

令和 7 年度における取組の評価	令和 8 年度における取組の方針
【現年度分】 2 回続けて引落しができなかった世帯には、電話催告を行って納付を促した。また、残高不足による滞納を繰り返す世帯には、納付指導を徹底し、納付意識の向上に努めた。これらにより、短期かつ少額のうちに滞納金を徴収することができ、全額を徴収することができた。	【現年度分】 2 回続けて引落しができなかった段階で、臨戸訪問等による催告又は納付指導を徹底して行う。催告等に従わず、悪質な滞納と認められる場合には、強制執行手続等を視野に入れつつ、滞納の未然防止及び早期徴収の取組に努める。
【滞納繰越分】	【滞納繰越分】

○し尿処理手数料〔非強制徴収公債権〕（都市創造部環境課）

令和 7 年度における取組の評価	令和 8 年度における取組の方針
【現年度分】 文書による督促等を行っているが、1 名滞納が発生している。	【現年度分】 臨戸訪問などを行い、徴収率 100%を目指す。
【滞納繰越分】 滞納者 2 名とも時効が成立したため、不納欠損処分を行った。	【滞納繰越分】 現時点では滞納が発生していない。

令和 8 年度徴収計画／令和 7 年度実施状況

3 取組評価等

(1) 一般会計

○生活保護法78条徴収金〔非強制徴収公債権〕（健康福祉部福祉推進課）

令和 7 年度における取組の評価	令和 8 年度における取組の方針
【現年度分】 新規設定なし。	【現年度分】 債権が発生した際には、早期回収に努める。
【滞納繰越分】 4 件設定。3 件は福祉事務所管理の分納を継続中。 残りの 1 件は、特定した財産が主に年金等差押不可の債権であったことから、差押及び訴訟は行わなかった。	【滞納繰越分】 4 件設定。3 件は福祉事務所管理の分納を継続。 残りの 1 件は、本人の認知機能低下及び財産管理が不安定なため親族同席のもと定期的な接触を続けながら自主納付を促し、少額ずつでも回収できるよう努める。

○生活保護法78条徴収金〔強制徴収公債権〕（健康福祉部福祉推進課）

令和 7 年度における取組の評価	令和 8 年度における取組の方針
【現年度分】 2 件設定。1 件は期限までに完納。 残り 1 件は納付期限内の納付はなかったが、3 月に端数の納付、4 月から福祉事務所管理で分納を開始することとなった。	【現年度分】 債権が発生した際には、早期回収に努める。
【滞納繰越分】 1 3 件設定。1 件は分納により完納。2 件は自主分納を継続中。3 件は福祉事務所管理により分納を継続中。 残り 7 件のうち、2 件は非強制徴収公債権を優先、2 件は過年度生活保護費返還金を優先、1 件は 6 3 条返還金を優先しているため未納である。他 2 件は滞納処分停止中のため未納である。	【滞納繰越分】 1 3 件設定。6 件は分納を継続する。（3 件は福祉事務所管理） 残り 7 件のうち、5 件は他債権を優先して分納しているため、納付は見込めない。2 件は他市にて生活保護受給中のため滞納処分停止を継続する。

令和 8 年度徴収計画／令和 7 年度実施状況

3 取組評価等

(1) 一般会計

○生活保護法63条返還金〔非強制徴収公債権〕（健康福祉部福祉推進課）

令和 7 年度における取組の評価	令和 8 年度における取組の方針
【現年度分】 新規設定なし。	【現年度分】 債権が発生した際には、早期回収に努める。
【滞納繰越分】 設定なし。	【滞納繰越分】 債権が発生した際には、早期回収に努める。

○生活保護法63条返還金〔強制徴収公債権〕（健康福祉部福祉推進課）

令和 7 年度における取組の評価	令和 8 年度における取組の方針
【現年度分】 1 2 件設定。1 1 件は一括納付により完納。残り 1 件は福祉事務所管理で分納を継続中のため完納には至らなかった。	【現年度分】 債権が発生した際には、早期回収に努める。
【滞納繰越分】 8 件設定。1 件は一括納付により完納。2 件は福祉事務所管理により分納を継続し、内 1 件は完納。残り 5 件のうち、1 件は滞納処分停止を継続しており、1 件は差押可能口座の残金を差し押さえた。2 件は異議申立てによるやり取りが終結し、町が敗訴となったため、減額調定を行った。1 件は債権者が年度末頃に死亡したため不納欠損の手続きを進めるため親族などの調査を行った。	【滞納繰越分】 4 件設定。1 件は福祉事務所管理により分納を継続。1 件は滞納処分停止を継続。残り 2 件のうち、1 件は差押後も反応がなく、自主的な納付の意思がない場合は再度預金調査等の滞納処分の事務を進める。1 件は親族の相続の意思を確認でき次第、不納欠損処理を進める。

令和 8 年度徴収計画／令和 7 年度実施状況

3 取組評価等

(1) 一般会計

○過年度生活保護費返還金〔強制徴収公債権〕（健康福祉部福祉推進課）

令和 7 年度における取組の評価	令和 8 年度における取組の方針
【現年度分】 債権の性質上、現年度分は発生しない。	【現年度分】 -
【滞納繰越分】 4 件設定。1 件は一括納付により完納。1 件は滞納処分停止を継続中。残り 2 件は福祉事務所管理により分納を開始した。	【滞納繰越分】 3 件設定。1 件は滞納処分停止を継続。2 件は福祉事務所管理により分納を継続する。

○障害給付費不正請求返還金〔強制徴収公債権〕（健康福祉部福祉推進課）

令和 7 年度における取組の評価	令和 8 年度における取組の方針
【現年度分】 設定なし。	【現年度分】 債権が発生した際には、早期回収に努める。
【滞納繰越分】 1 件設定。一時履行遅れがあったが分納を継続している。	【滞納繰越分】 1 件設定。分納を継続する。

令和 8 年度徴収計画／令和 7 年度実施状況

3 取組評価等

(1) 一般会計

○障害給付費不正請求返還金〔非強制徴収公債権〕（健康福祉部福祉推進課）

令和 7 年度における取組の評価	令和 8 年度における取組の方針
【現年度分】 設定なし。	【現年度分】 債権が発生した際には、早期回収に努める。
【滞納繰越分】 1 件設定。対象法人が破産手続きを開始したため、返還を求めることができなかった。	【滞納繰越分】 対象法人の後継法人の財産から返還を求めることができるよう、破産管財人に申立てを行う。

○過年度障害給付費不正請求返還金〔強制徴収公債権〕（健康福祉部福祉推進課）

令和 7 年度における取組の評価	令和 8 年度における取組の方針
【現年度分】 設定なし。	【現年度分】 他自治体で不正請求による取消処分があり、3 件発生した。返還請求を行ったが期限までに返還がなく、督促状を送付するも返還なし。滞納処分のため財産調査を進めていたが、会社更生手続き（1 件は破産手続き）の開始が決定され、併せて差押等禁止命令が決定されたため、現時点では滞納処分を実施することができない。 3 件とも従前より自主返還の意思を示していたが、本件は本町の他多数の自治体が返還請求を行っており、返還は各自治体の債権額による按分となることから、返還は少額となる見込。
【滞納繰越分】 設定なし。	【滞納繰越分】 設定なし。

令和 8 年度徴収計画／令和 7 年度実施状況

3 取組評価等

(1) 一般会計

○町道占用料〔強制徴収公債権〕（都市創造部都市計画課）

令和 7 年度における取組の評価	令和 8 年度における取組の方針
【現年度分】 100%徴収しており、今後も適正な徴収に努める。	【現年度分】 滞納が発生した場合、滞納者に対し、文書、電話等による催促や臨戸訪問を継続的に実施し、すみやかに納付が成されるよう徴収事務を行うとともに、島本町道路占用料徴収条例第 6 条の規定に基づく延滞金の徴収を実施する。
【滞納繰越分】 設定なし。	【滞納繰越分】 債権が発生した際には、早期回収に努める。

○町営住宅使用料〔私債権〕（都市創造部都市計画課）

令和 7 年度における取組の評価	令和 8 年度における取組の方針
【現年度分】 毎月、滞納者へ督促状を送付し臨戸訪問等や長期滞納者への明渡予告書等の通知を継続的に実施した結果、実績徴収率99.7%となった。	【現年度分】 毎月、滞納者へ督促状を送付し臨戸訪問等や長期滞納者への明渡予告書等の通知を継続するとともに、島本町債権の管理に関する条例第11条の規定に基づく遅延損害金の再周知・徴収を実施し、入居者への納付期限までの納付指導を徹底する。
【滞納繰越分】 毎月、滞納者へ督促状を送付し臨戸訪問等による催促を継続的に実施した結果、実績回収率100%を達成した。	【滞納繰越分】 毎月、滞納者へ督促状を送付し臨戸訪問等による催促や長期滞納者への明渡予告書等の通知を継続的に実施するとともに、遅延損害金の徴収を実施し、必要に応じて生活自立相談窓口を案内するなど、福祉施策の活用もしつつ、未収金の早期回収を図る。

令和８年度徴収計画／令和７年度実施状況

３ 取組評価等

(1) 一般会計

○町営住宅駐車場使用料〔私債権〕（都市創造部都市計画課）

令和７年度における取組の評価	令和８年度における取組の方針
【現年度分】 毎月、滞納者へ督促状を送付し臨戸訪問等による催促を継続的に実施した結果、実績徴収率99.8%となった。	【現年度分】 毎月、滞納者へ督促状を送付し臨戸訪問等を継続するとともに、島本町債権の管理に関する条例第11条の規定に基づく遅延損害金の再周知・徴収を実施し、入居者への納付期限までの納付指導を徹底する。
【滞納繰越分】 毎月、滞納者へ督促状を送付し臨戸訪問等による催促を継続的に実施した結果、実績回収率100%を達成した。	【滞納繰越分】 毎月、滞納者へ督促状を送付し臨戸訪問等による催促を継続的に実施するとともに、遅延損害金の徴収を実施し、未収金の早期回収を図る。 また、滞納額の解消が見込めない長期滞納者に対しては、島本町営住宅条例に基づく駐車場使用許可の取消を行う。

令和 8 年度徴収計画／令和 7 年度実施状況

3 取組評価等

(1) 一般会計

○法定外公共物占用料〔非強制徴収公債権〕（都市創造部都市計画課）

令和 7 年度における取組の評価	令和 8 年度における取組の方針
【現年度分】 100%徴収しており、今後も適正な徴収に努める。	【現年度分】 滞納が発生した場合、滞納者に対し、文書、電話等による催促や臨戸訪問を継続的に実施し、すみやかに納付が成されるよう徴収事務を行うとともに、島本町法定外公共物管理条例第 6 条の規定に基づく延滞金の徴収を実施する。
【滞納繰越分】 設定なし。	【滞納繰越分】 債権が発生した際には、早期回収に努める。

○町営住宅共益費〔私債権〕（都市創造部都市計画課）

令和 7 年度における取組の評価	令和 8 年度における取組の方針
【現年度分】 毎月、滞納者へ督促状を送付し臨戸訪問等や長期滞納者への明渡予告書等の通知を継続的に実施した結果、実績徴収率99.7%となった。	【現年度分】 毎月、滞納者へ督促状を送付し臨戸訪問等を継続するとともに、島本町債権の管理に関する条例第11条の規定に基づく遅延損害金の再周知・徴収を実施し、入居者への納付期限までの納付指導を徹底する。
【滞納繰越分】 毎月、滞納者へ督促状を送付し臨戸訪問等による催促を継続的に実施した結果、実績回収率100%を達成した。	【滞納繰越分】 毎月、滞納者へ督促状を送付し臨戸訪問等による催促を継続的に実施するとともに、遅延損害金の徴収を実施し、必要に応じて生活自立相談窓口を案内するなど福祉施策の活用もしつつ、未収金の早期回収を図る。

令和 8 年度徴収計画／令和 7 年度実施状況

3 取組評価等

(1) 一般会計

○町営住宅一般利用駐車場利用料〔私債権〕（都市創造部都市計画課）

令和 7 年度における取組の評価	令和 8 年度における取組の方針
【現年度分】 100%徴収しており、今後も適正な徴収に努める。	【現年度分】 滞納が発生した場合、滞納者に対し文書・電話等による催促を行い速やかに納付が成されるよう徴収事務を行うとともに、必要に応じて分割納付による回収を行うこととする。
【滞納繰越分】 設定なし。	【滞納繰越分】 債権が発生した際には、早期回収に努める。

○町営住宅補修等費用（個人負担分）〔私債権〕（都市創造部都市計画課）

令和 7 年度における取組の評価	令和 8 年度における取組の方針
【現年度分】 100%徴収しており、今後も適正な徴収に努める。	【現年度分】 滞納が発生した場合、滞納者に対し文書・電話等による催促を行い速やかに納付が成されるよう徴収事務を行うとともに、必要に応じて分割納付による回収を行うこととする。
【滞納繰越分】 設定なし。	【滞納繰越分】 債権が発生した際には、早期回収に努める。

令和 8 年度徴収計画／令和 7 年度実施状況

3 取組評価等

(1) 一般会計

○奨学貸付金返還収入〔私債権〕（教育こども部教育総務課）

令和 7 年度における取組の評価	令和 8 年度における取組の方針
【現年度分】 —	【現年度分】 —
【滞納繰越分】 返還実績が不十分であった奨学生に対しての情報の整理と収集に留まってしまった。	【滞納繰越分】 滞納がある奨学生等に対し、文書のほか、臨戸訪問等により催告し、なおも返還に応じない場合には、強制執行手続への移行について具体的な検討を進める。

○小学校給食費〔私債権〕（教育こども部教育総務課）

令和 7 年度における取組の評価	令和 8 年度における取組の方針
【現年度分】 滞納者に対し文書、電話等による催告を行い、未収金の回収に努めた。	【現年度分】 滞納が発生した場合、滞納者に対し文書、電話及び臨戸訪問等による督促を行い速やかに納付が成されるよう徴収事務を行うこととする。
【滞納繰越分】 滞納者に対し文書、電話及び臨戸訪問等による催告を行い、未収金の回収に努めた。	【滞納繰越分】 滞納者に対し、引き続き文書のほか、電話及び臨戸訪問等により催告し、未収金の回収を進める。

令和 8 年度徴収計画／令和 7 年度実施状況

3 取組評価等

(1) 一般会計

○中学校給食費〔私債権〕（教育こども部教育総務課）

令和 7 年度における取組の評価	令和 8 年度における取組の方針
【現年度分】 滞納者に対し文書、電話等による催告を行い、未収金の回収に努めた。	【現年度分】 滞納者に対し文書、電話等による催告を行い、未収金の回収に努めた。
【滞納繰越分】 滞納者に対し文書、電話及び臨戸訪問等による催告を行い、未収金の回収に努めた。	【滞納繰越分】 滞納者に対し、引き続き文書のほか、電話及び臨戸訪問等により催告し、未収金の回収を進める。

令和 8 年度徴収計画／令和 7 年度実施状況

3 取組評価等

(1) 一般会計

○常任委員会等録音物反訳業務違約金

令和 7 年度における取組の評価	令和 8 年度における取組の方針
【現年度分】 —	【現年度分】 —
【滞納繰越分】 平成 2 9 年 3 月 1 日をもって破産手続が廃止されているが、その後、官報により動向を注視した。	【滞納繰越分】 引き続き、官報により動向を注視する。

令和8年度徴収計画／令和7年度実施状況

3 取組評価等

(2) 特別会計

○国民健康保険料〔強制徴収公債権〕（健康福祉部保険年金課）

令和7年度における取組の評価	令和8年度における取組の方針
【現年度分】 滞納者との納付相談の際には、現年度分納付を優先するよう指導するなど滞納繰越額を増加させないよう折衝を行った結果、実績徴収率が96.57%と、令和6年度を0.44ポイント上回った。	【現年度分】 納付が困難な者に対してはきめ細やかな、納付相談等に応じ、現年度を納付と並行した滞納額の解消、または滞納保険料を発生させないように努める。特に令和8年度から新たに滞納の始まった世帯には、早期に催告文書を送付し、上半期の高額現年度分未納者に対しては、財産調査のうえ、年度内の滞納処分を実施する。
【滞納繰越分】 毎月の督促に加えて、分割納付誓約の提出がないなど納付誠意のない者を中心に催告文書（催告書・差押予告）の送付を実施した。 徴収支援員1名の配置による、滞納者全件の財産調査、資力が確認できた世帯に対して滞納処分を行ったところ、実績回収率35.89%と、昨年度から8.78ポイント上昇した。	【滞納繰越分】 新規の滞納世帯を重点的に財産調査を実施し、資力のある世帯について滞納処分を含め、積極的に徴収を行っていくことにより、早期に納期内納付者へと改善を図っていく。 また、年金ネットを活用し、社会保険加入済みであるにもかかわらず、資格喪失手続きを行っていない者の資格整理を継続し、滞納調定額の適正化に努める。

令和 8 年度徴収計画／令和 7 年度実施状況

3 取組評価等

(2) 特別会計

○後期高齢者医療保険料〔強制徴収公債権〕（健康福祉部保険年金課）

令和 7 年度における取組の評価	令和 8 年度における取組の方針
【現年度分】 新規資格取得者への資格確認書送付時に口座振替勧奨を行い、また納付期日未納者に納付勧奨通知を送付により滞納を防ぐ取組みに努めた。結果として徴収率99.6%となり、前年度同様の高水準を維持した。	【現年度分】 引き続き、毎月年齢到達時の資格取得者に対し、資格確認書送付時に口座振替の勧奨を行うとともに、現年度滞納者に早期に催告書を送付し、年齢到達時の資格取得時以降の滞納を防ぎ、滞納保険料を発生させないように努める。 上半期の段階で未納が発生している滞納者には早期に財産調査を開始し、年度内に滞納処分の手続きを進め、高い水準の徴収率の維持及び改善に努める。
【滞納繰越分】 滞納者に対し、催告書、電話催告、滞納者全員の財産調査を行い資力の有無を判断したうえで、差押予告書を送付、資力が確認できた世帯に対しては滞納処分を行った。結果、実績回収率39.7%と令和 6 年度を4.6ポイント上回った。	【滞納繰越分】 催告書の早期送付により、滞納額の増加抑制に努める。加えて、長期滞納者には分納誓約、滞納処分による時効管理を意識し、納付強化に努める。

令和 8 年度徴収計画／令和 7 年度実施状況

3 取組評価等

(2) 特別会計

○介護保険料〔強制徴収公債権〕（健康福祉部高齢介護課）

令和 7 年度における取組の評価	令和 8 年度における取組の方針
【現年度分】 保険料の納付が確認できない場合は督促状を送付し、それでも納付が確認できない場合は催告書を送付するなど、保険料の自主納付を促した。 その結果、実績徴収率が目標徴収率を達成した。	【現年度分】 引き続き督促状及び催告書を送付し、保険料の自主納付を促すことに努める。あわせて、保険給付の対象者については、給付制限の制度説明と電話等による納付勧奨を行う中で、保険料の自主納付を促すことに努める。
【滞納繰越分】 催告書の送付を複数回行うことにより保険料の自主納付を促し、実績回収率が目標回収率を達成した。	【滞納繰越分】 引き続き催告書の送付を行い、保険料の自主納付を促すことに努める。あわせて、差押可能な財産があった場合の差押執行を含む滞納整理に努め、目標回収率達成を目指す。

令和 8 年度徴収計画／令和 7 年度実施状況

3 取組評価等

(3) 公営企業会計

○水道料金〔私債権〕（上下水道部業務課）

令和 7 年度における取組の評価	令和 8 年度における取組の方針
【現年度分】 2 か月に一度の給水停止を実施し徴収強化に努めたが、目標徴収率を達成することができなかった。	【現年度分】 引き続き、2 か月に一度の給水停止を実施し徴収強化に努めるとともに、電話等による納付の勧奨を進めていく。
【滞納繰越分】 催告書の送付や給水停止、閉栓未納者への催促を実施し、目標回収額を達成することができた。	【滞納繰越分】 引き続き、2 か月に一度の給水停止に合わせて徴収強化に努めるとともに、閉栓未納者等の滞納者の実態把握を行い、納付の勧奨を進めていく。

○下水道使用料〔強制徴収公債権〕（上下水道部業務課）

令和 7 年度における取組の評価	令和 8 年度における取組の方針
【現年度分】 2 か月に一度の給水停止に合わせて徴収強化に努めたが、目標徴収率を達することができなかった。	【現年度分】 引き続き、2 か月に一度の給水停止を実施し徴収強化に努めるとともに、電話等による納付の勧奨を進めていく。
【滞納繰越分】 催告書の送付や給水停止、閉栓未納者への催促を実施し、目標回収額を達成することができた。	【滞納繰越分】 引き続き、2 か月に一度の給水停止に合わせて徴収強化に努めるとともに、閉栓未納者等の滞納者の実態把握を行い、納付の勧奨を進めていく。

令和 8 年度徴収計画／令和 7 年度実施状況

3 取組評価等

(3) 公営企業会計

○受益者負担金〔強制徴収公債権〕（上下水道部業務課）

令和 7 年度における取組の評価	令和 8 年度における取組の方針
【現年度分】 目標徴収率に達することができた。	【現年度分】 前納報奨金制度の周知など、納期内納付の勧奨を進めるとともに、下水道への早期の接続も併せて進めていくことで、受益者負担金への理解を得ながら、徴収事務を進めていく。
【滞納繰越分】 全額回収することができた。	【滞納繰越分】 令和 8 年度中に収納予定であるが、納入期限を超過した場合には催告書の送付を実施し滞納者との交渉を行い、滞納繰越分の圧縮に努めることとする。